

地域材及び木質バイオマスの利活用の推進

地球温暖化防止及び循環型社会の構築を図るため、消費者のニーズに応える地産地消の家づくり等による地域材利用や木質バイオマス利活用のための施設整備等を推進。

3, 358 (1, 556) 百万円

1 ポイント

地球温暖化の防止や循環型社会の構築を図るため、「地球温暖化対策推進大綱」に位置付けられた森林・林業基本計画の目標達成に必要な地域材及び木質バイオマス利活用を着実かつ総合的に推進。

2 対策の内容

(1) 地域材利活用対策

1, 888 (1, 025) 百万円

地域材の利活用を促進するため、森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となって取り組む消費者ニーズに応える地産地消の家づくり、展示効果やシンボル性の高い公共施設の整備、地域材の利用による経済効果や環境負荷削減効果を試算するシステムの構築、間伐材の利用拡大、「適切な森林経営」を通じて生産される木材の着実な利用に資するラベリング制度の実施に係る検討等を推進。

(2) 木質バイオマス利活用対策

1, 469 (531) 百万円

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、木質バイオマスエネルギー供給施設（バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等）や公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材等の整備、木質成分であるリグニン・セルロース等の利用技術（木質プラスチック等）の開発、水質浄化や調湿等に利用する新用途木炭の普及・啓発を図るための情報ネットワークの整備等を推進。

3 事業実施主体 都道府県、市町村、木材関連業者等の組織する団体、中央関係団体等

4 補助率 1／2、定額

[担当課：林野庁木材課（03－3501－3841（直））]